

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年 2月13日

**【会社名】** 株式会社ロイヤルホテル

**【英訳名】** THE ROYAL HOTEL, LIMITED

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 川 崎 亨

**【本店の所在の場所】** 大阪市北区中之島 5丁目 3番68号

**【電話番号】** (06)6448 - 1121(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務企画部長 坊 傳 康 真

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市北区中之島 5丁目 3番68号

**【電話番号】** (06)6448 - 1121(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務企画部長 坊 傳 康 真

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【提出理由】

当社は、当社の連結子会社が提起していた訴訟の判決を受け、これに伴い、当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

平成27年2月13日

### (2) 当該事象の内容

当社の子会社である株式会社アール・ピー・ビルディングは、同社が賃借している「リーガロイヤルホテル東京」に関し、賃貸人である住友信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社）に対して、平成21年3月分以降の賃借料につき、平成22年8月10日付で借地借家法第32条に基づく賃料減額確認請求訴訟を提起する一方、賃貸人からは平成23年2月4日付で賃料請求の反訴が提出されておりました。

本訴訟に関し、平成27年1月26日付で、東京地方裁判所より、当社の子会社の請求を棄却し、平成26年1月16日までの賃料差額相当額及び遅延損害金1,478百万円並びに同1月17日以降賃料差額相当額1,126百万円を完済するまでの遅延損害金を支払え等の判決が言い渡されました。

本判決に対して、当社の子会社は平成27年2月4日付で東京高等裁判所に控訴しており、現在係争中です。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社の子会社は、当該判決を不服として控訴しておりますが、第一審判決通りに確定した場合に備え、連結決算では訴訟損失引当金繰入額1,904百万円を特別損失として計上いたしました。

また、個別決算においても、上記記載のとおり当社の子会社の訴訟損失引当金繰入額計上に伴い、同子会社への貸付金に対する貸倒引当金繰入額1,784百万円を特別損失として計上いたしました。